

役員等報酬規程

社会福祉法人 慈 正 会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人慈正会の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第 3 条 役員には、以下の役員等報酬表に定める報酬を支給する。

役員等報酬表		
役 職 名	報酬総額（年額）	支給の対象
理 事 長	4,200,000 円	選任された理事長
理 事	無報酬	理事長以外の理事 5 名
監 事	無報酬	
評 議 員	無報酬	
評議員選任・解任委員	無報酬	

(費用弁償)

第 4 条 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の開催ごとの出席者の費用弁償については、無報酬とする。

(費用)

第 5 条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

(報酬の変更)

第 6 条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。